

危険ブロック塀の撤去などの費用を補助

小・中学校の通学路などに面し、倒壊の危険性が高く、早急に撤去する必要があるブロック塀などの所有者に対し、改善に係る費用の一部を補助します。

- 対象** 個人などが所有し、事前調査の結果、危険であると判定された高さ1.2メートルを超えるブロック塀などを改善する次の工事
- ・ブロック塀などの全てを撤去または高さ40センチメートル以下に減じる工事
 - ・軽量フェンスなどの設置

補助額

地区	ブロック塀の撤去など	軽量フェンス設置
一般地区(小中学校から1,500m以内)	最大12万円	最大15万円
重点地区(小中学校から500m以内)	最大18万円	

*補助額は、工事内容により異なります。

申込方法 事前調査申請書(市住宅供給公社、防災対策課、区役所地域振興課で配布。ホームページから印刷も可)を、〒260-0026中央区千葉港2-1千葉市住宅供給公社へ郵送。

注意事項 ・申請前に工事契約・着手した場合は対象になりません。
・事前調査申請書の提出後、書類・現地調査を行います。
・4月から申請先が市住宅供給公社に変わります。

詳しくは、[千葉市 危険ブロック塀](#)

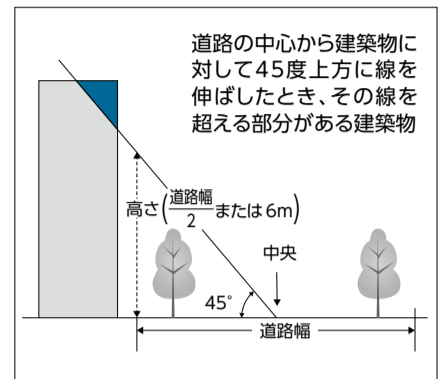
☎市住宅供給公社 ☎245-7527 ☎245-7517

緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・改修費などを補助

地震発生時に倒壊などで緊急輸送道路(被災者の避難・救出および消火活動を実施するための道路)をふさいでしまう可能性がある建築物の所有者に対し、耐震診断・耐震改修などの費用の一部を補助します。

①耐震診断費補助

- 対象** 緊急輸送道路に接し、1981年5月31日以前の耐震基準によって建てられた、一定の高さを超える建築物【右図】



②耐震改修・建替え、除却費補助

- 対象** 耐震診断の結果、地震による倒壊または崩壊する危険性があると判定された建築物

補助額 延べ面積または見積額に応じた費用の3分の2
(上限=①300万円、②耐震改修・建替え3,600万円、除却1,800万円)

件数 ①2件、②1件

申請期間 5月7日(火)～31日(金)

申請書 建築指導課で配布。ホームページから印刷も可。

詳しくは、[千葉市 緊急輸送道路沿道建築物](#)

☎建築指導課 ☎245-5836 ☎245-5888

木造住宅、分譲マンションの耐震診断・耐震改修費などを補助

市では、木造住宅の耐震診断や耐震改修を行う方や、分譲マンションの耐震診断や耐震改修を行う管理組合に対し、費用の一部を補助します。

利用には事前申請が必要です。申請前に着手した場合は対象になりません。申請方法など詳しくは、パンフレットまたはホームページをご覧ください。[千葉市 耐震診断](#)

パンフレット配布場所 建築指導課、区役所地域振興課、市民センター、連絡所

木造住宅

申請期間 5月7日(火)～31日(金)

耐震診断費補助

市登録の耐震診断士などが行う耐震診断の費用を補助します。

対象 自ら所有し居住する、1981年5月31日以前の耐震基準によって建てられた、在来軸組工法による2階建て以下の木造住宅

戸数 14戸 **補助額** 診断費の3分の2(上限=4万円)

①耐震改修費補助・②二段階耐震改修費補助

倒壊する可能性があるとして判定された住宅の改修に係る費用を補助します。

対象 ①自ら所有し居住する、2000年5月31日以前の耐震基準によって建てられた、在来軸組工法による2階建て以下の木造住宅
②耐震診断費補助【上記】の対象に同じ

戸数 ①②計30戸

補助額 ①工事費の5分の4(上限=100万円)
②段階ごとに工事費の5分の4(上限=各50万円)

耐震シェルター設置費補助

部屋型の耐震シェルターを設置する費用を補助します。

対象 耐震診断費補助【上記】の対象に同じ

件数 1件 **補助額** 設置費の2分の1(上限=20万円)

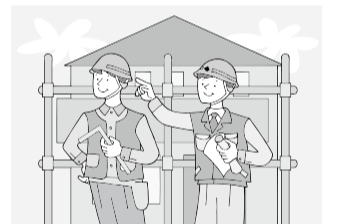
補助制度説明会

☎4月11日(木)=花見川保健福祉センター、13日(土)=中央コミュニティセンター8階、17日(火)=若葉区役所。いずれも、14:00～15:30
☎当日直接会場へ。

県建築士会による個別相談会

☎4月13日(土)15:30～16:00 ☎中央コミュニティセンター8階
☎先着6人 ☎電話で、建築指導課へ。

☎建築指導課 ☎245-5836 ☎245-5888



分譲マンション

申請期間 6月3日(月)～14日(金)

耐震診断費補助

対象 1981年5月31日以前の耐震基準によって建てられた、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の分譲マンションで、地上3階建て以上、延べ面積が1,000平方メートル以上、かつ区分所有者自らが居住する住宅の床面積の合計が延べ面積の2分の1以上のもの

件数 予備診断=5棟 本診断=1管理組合

補助額 予備診断=費用の3分の2(上限=1棟あたり3万4,000円または1管理組合あたり17万円のいずれか低い額)

本診断=費用の3分の2(上限=200戸未満の場合、1管理組合あたり116万6,000円または1戸あたり4万円のいずれか低い額。200戸以上の場合、1管理組合あたり400万円)

耐震改修(設計)費補助

対象 耐震診断費補助【上記】の対象で、耐震改修が必要と判定された建築物

件数 1管理組合

補助額 費用の2分の1(上限=200戸未満の場合、1管理組合あたり200万円または1戸あたり5万円のいずれか低い額。200戸以上の場合、1管理組合あたり500万円)

耐震改修(工事)費補助

分譲マンションの耐震改修工事にかかる費用を補助します。
対象、補助額など詳しくは、お問い合わせください。